

農地法施行規則第29条第1号該当転用届

北区南区は「一」
中区東区は「二」

令和 年 月 日

岡山市第 農業委員会
会 長 様

届出者 住 所
氏 名

借入地の場合は、
耕作人が届出る
(所有者の同意が必要)

電話

土地の表示等

土地の所在		地 番	地 目		面 積(㎡)	土 地 所 有 者	
市	大 字		登記簿	現 況		住 所	氏 名
					A	1筆の内一部を転用する場合 〇〇の内△△(全体面積の内転用面積)と記入し、測量図添付 転用面積が200㎡未満でなければ、申請へ	

転 用 理 由

(例) 農業用耕転機を新たに購入したため、保管場所として倉庫が必要なため

農業用倉庫の場合
「 $22\% < \frac{B}{A} \times 100\%$ 」
を満たすようにする。
また、道路への接続など建築基準法に即しているか、建築指導課に確認してから建築すること

この転用を除き、1000㎡以上の耕作面積が届出者になれば、受付できない

転 用 計 画 等

施 設 の 概 要	工 事 時 期	利用期間	耕 作 面 積
(建築面積 B ㎡)	着 工 令和 年 月 日		㎡
	完 了 令和 年 月 日		

農地区分：市街化、調整、農用地

添付書類

農用地の場合、農林水産課へも届出が必要

- (1) 転用土地の位置図
- (2) その他該当する場合は、所有者等の同意書・土地利用計画図(測量図等)・他法令の許可申請書等(受付印のあるもの)・委任状